資料２

大学等研究者の転退職時の
知的財産取扱いに関する検討状況について

令和７年２月
内閣府知的財産戦略推進事務局

「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」の開催趣旨

趣旨

○イノベーションの促進には、アカデミア（大学や国立研究所）の優れた研究成果としての知財を活用し、社会実装につなげる環境を整備することが重要である。

○大学や国立研究所の研究者が他の大学等に転退職した場合、その研究成果としての知財の取扱いは、その後の研究の継続性や社会実装の実現性に大きく影響するため適切な対応が求められる。

○以上を踏まえ、我が国の国際的なイノベーション力の維持・発展に向けて、イノベーションの担い手となる大学や国立研究所の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて所要の検討を行うために、「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」を開催する。

検討課題

○イノベーションの担い手となる大学や国立研究所の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に必要な知的財産の取扱いに関する事項

○その他必要な事項

※本検討会では、大学及び国立研究所を「大学等」と呼ぶこととする。

スケジュール

第１回（令和6年12月25日）
○検討の方向性の議論、研究者からの意見

第２回（令和7年2月7日）
○資料第一案提示、議論

第３回（令和7年3月4日）
○資料第二案提示、議論

検討会検討結果資料公表（令和7年3月中）

検討会（第１回）での主なご指摘事項

（総論）

- **研究成果の社会還元は大学の大きな使命**で社会に貢献する必要。この大前提を大学に再度認知させることが重要。

- 連邦資金を受けて完成させた発明は、**バイ・ドール法**により、委託者である大学等が特許を受ける権利の帰属を選択する場合、**大学等は社会実装に努める義務等を負うことが明示されており、**権利帰属の縛りや補償の規定もある。

（留意事項（項目））

- **どちらが社会実装したかということだけでは足りない**。単に社会実装が転職前大学だったからという理由でその大学が対応するという考え方では恐らく難しい。どうやって開発するのかとか、権利をどうやって維持するかというのは、発明者がいない限り実行できない。

- **知財リスクへの対応も考える必要がある**。海外の大学との間で研究者が転出入することも多いが、日本でも海外でもスタートアップを作ることがあり、いろいろなことが起きる。訴訟を提起される場合もあり、誰が対応するかという観点でも考えなければいけない。

- **国立研究所と大学では考え方が少し異なる**。産総研は、知財の社会実装まできちんと見ることが基本方針で、研究者への権利譲渡はしていない。産総研が責任を持って社会実装の可能性を精査し、可能性がないものはパブリックドメイン化も含め対応する。

- 実務では**権利を全て譲渡する場合もあれば、一部のみ譲渡して権利を共有にするというような場合もある**。実務を踏まえれば、一部譲渡の可能性も検討しても良いのではないか。

- **大学で研究者が一人ではない場合、例えば、メインの研究者が転職し、残った研究者が研究継続する場合**もある。それぞれのキャリアを継続していくということもアカデミアとしては確保する必要がある。

- **学生（留学生を含む）が関与していたのに特許の発明者に入っていないケースがある**。特に、成功したときは問題が起きやすい。発明者認定（Inventorship）等も含め根っこからちゃんとしていないと問題が起きる。

- **合意形成を促進するツールを提供できると良い**。日本は契約の文化があまりなく、予め交渉して合意することに慣れていない。

- 研究者が転職後も同じテーマで研究を続ける場合、転職前の研究室と転職後の研究室の間、元教授と転職した元部下との間で、**人間関係がこじれて知財紛争に発展することがある。こうした紛争を回避するため、第三者である技術移転部が仲介役として法律的観点から問題解決に取り組むことが重要**。技術移転部が研究者と連携し、転職前大学や転職後大学と連絡を取り、大学や研究者の権利を考慮しつつ、必要な知財、研究資金、権利帰属やライセンス契約を締結することで紛争を避けることができる。

検討会（第１回）での主なご指摘事項

（留意事項（知財リスト））

- **知財リストは転退職時に作成するのではなく、日常的にどんどんデータベース化**していくということをやっておかないと転退職時には対応できないのではないか。

- **JSTのデータベース（リサーチマップ）**は比較的良好なので活用できるかもしれない。

- **未公開情報（発明内容、社会実装の有無、実施許諾契約の可能性等）は秘匿すべき情報**で転職先に開示できない。知財リストができれば理想だが実際にはなかなか難しい。

- **研究者の転職時にまだ出願していない発明があるか確認することも重要**。出願するならして、その後に出願する場合には審査経過の手伝いをする等。

（留意事項（研究データ・営業秘密・著作権））

- **知財には特許だけでなく、ノウハウ、データ、著作権もある**。これらはそれぞれチームに持続していたり、あるいは著作権の場合は、例えば職務関連などを認定して、大学に一回帰属させて処理するとか、そういうところから始める必要。

- **研究データやノウハウはできるだけ外には渡さない方針。慎重に検討するべき**。

- **データはいわゆるオーナーシップの概念がそもそもないので、誰がアクセスできるかということを契約上コントロールする**ということで最適な状態にするという考え方になる。

（海外）

- 米国では大学発明ライセンス等において考慮すべきとして９つの事項というものが公表されている。**アメリカの大学や連邦研究機関の知財や研究データ取扱いポリシーも参考になる**。

- **海外から日本に異動する研究者**が、異動時に、発明の取扱いばかりではなく、様々な書類に契約・サインすると聞いている。その辺りの**運用をしっかり把握をした上で、国際的な標準の流れに乗っていく必要**があるのではないか。

検討会（第１回）でのご指摘事項への対応

検討会（第１回）でのご指摘事項への対応（概要）

総論

○ 研究成果の社会還元・社会実装が大学等の大きな使命であることの再認識

（対応1） 大学等の研究成果の**社会実装や社会還元を基本理念**とすることを「基本的な考え方」に明示

留意事項

○ 留意事項の項目の再検討、ツールの提供
（社会実装以外の項目（知財リスクを含む）の考慮、複数発明者がいる場合の対応、権利一部譲渡の可能性等）
○ 知財リストや研究データ等取扱いの再検討
○ 大学と国立研究所の知財取扱いに関する方針の相違への認識

（対応2） **留意事項の項目の再整理**
（対応3） **チェックリスト**の作成
（対応4） 修正版留意事項に合わせた**知財リストの修正等**
（対応5） **研究データ等の取扱い**の再確認
（対応6） **国立研究所の実務実態**を反映した知財取扱い表の修正

海外大学

○ 海外（特に米国）の研究者転退職時の知財実務の調査。知財の取扱い全般（研究データ等を含む）、転職する研究者に課せられる制約や義務等

（対応7） **米国大学の知財実務調査**
- AUTMのIIAテンプレート等の関連資料
- 米国主要大学のポリシー
（知財ポリシーのほか、データポリシー、著作権ポリシー、有形資産ポリシー等）
- 米国主要大学・Law Firm関係者へのヒアリング

資料３参照

AUTM : Association of University Technology Managers　IIA : Inter-Institutional Agreement

本検討会における基本的な考え方（議論の方向性）

（対応1）

社会実装等を大学等の重要な使命としつつ、バランスの取れた知財取扱いを目指す

- 本検討会では、大学等の研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて、**大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する留意事項や望ましい知財の取扱いを整理**して公開する

- 大学等の研究者の転退職時の知財取扱いとしては、①権利譲渡、②権利一部譲渡、③権利維持、④権利放棄、⑤権利返還、の５つの類型が考えられる（次頁参照）。大学等は、**研究成果の社会実装や社会還元が大学等の重要な使命**であることや**研究者の学問の自由と転職の自由**を踏まえつつ、何れの知財取扱いとするか決定すべきである。その際には、後述の留意事項を参照しつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定することが望ましい。

- 本検討会では、研究者が、大学-大学間、大学-国立研究所間、大学-大学発スタートアップ間で転退職する場合の知財取扱いの留意事項等を検討する。なお、共有に係る権利については大学知財ガバナンスガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい

- 本検討会では、原則として国内の大学等の間での研究者の転退職について検討するが、我が国とは大きく異なる法制度や実務運用を有する国もあることから、国外の大学との間で研究者が転出入する場合があることに備え、**主要国における大学の研究者の研究成果に係る知財取扱い**についても整理する。

- 本検討会では、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」、「大学知財ガバナンスガイドライン」等の**これまでのガイドラインで示された考え方を踏まえ**つつ、**研究成果の社会実装・社会還元を大学等の重要な役割**として、大学等の研究者が転退職する場合の知財取扱いの考え方を示す。本留意事項集に明示的な記載がない事項については、これらのガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい

研究者の転退職時に考えられる知財の取扱い（類型）の例

（対応2&6）

研究者の転退職時に考えられる知財の取扱い（類型）の例を以下の表に示す
いずれの場合も社会実装機会を確保できることが望ましい

大学における知財取扱い表（例）

	知財取扱い（権利帰属先）	概要
類型1	権利譲渡 (転職後大学に帰属)	転職前大学から転職後大学に権利を譲渡する
類型2	権利一部譲渡 （両大学に帰属）	転職前大学が権利の持ち分の一部を転職後大学に譲渡し、権利を転職前大学と転職後大学の共有にする
類型3	権利維持 （転職前大学に帰属）	転職前大学が引き続き権利を維持する。必要な場合には、大学発スタートアップや一般企業等の実施主体に実施許諾する
類型4	権利放棄 （何れにも帰属せず）	転職前大学も転職後大学も権利維持せず権利放棄
類型5	権利返還 （研究者に帰属）	大学が権利を放棄する場合において、研究者（発明者）が自身での権利維持を希望するときは、転職前大学から研究者（発明者）に権利を返還（譲渡）する

※国立研究所は大学とは異なる運用の場合も多いため、それぞれの国立研究所の知財ポリシーを参照しつつ、採り得る知財取扱いを検討することに留意すべきである。
※何れの類型とするかは、次頁の留意事項を考慮要素として、転職前大学と転職後大学の協議、研究者その他の関係者の意向等を踏まえて決定することが望ましい

大学等研究者の転退職時の知財取扱い（類型）を決める際の留意事項（案）

（対応2）

留意事項（案）を参照して知財取扱いを決定する

	留意事項	留意事項の詳細
知財（客体面）	知財の実施状況（社会実装等）	• 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか • 研究はどこで継続されるか（転職前大学/転職後大学/大学発SU/一般企業） • 社会実装はどこで主導されるか（転職前大学発SU/転職後大学発SU/一般企業） • 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか • 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか
	知財の権利化状況（特許権等）	• 権利は単独か共有か • 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/国外出願等） • 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/国外出願あり）
	法律・契約	• 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等） • 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか • 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか • 研究者が転職前大学との関係でどのような義務や制約を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認）
	知財リスク	• 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判、ライセンス関連訴訟等） • 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか • 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） • 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか
	データ・ノウハウ・著作権等	• データ・ノウハウ・著作権・有形資産等に関する学内の知財ポリシーを確認したか • データ・ノウハウ・著作権・有形資産等の取扱い方針を決定したか
人（主体面）	知財の創出者（発明者/創作者）	• 発明者/創作者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者/創作者はいるか） • 発明者/創作者に学生（含 留学生）はいるか • 発明者/創作者の認定に争いはないか
	関係者	• 転退職する発明者/創作者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 他の発明者/創作者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか
費用（手続面）	権利化・権利維持の費用	• 今後の権利化に見込まれる費用を確認したか • 今後の権利維持に見込まれる費用を確認したか
	権利譲渡・実施許諾の対価	• 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）
	発明者/創作者への補償	• 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか • 発明者/創作者の補償に関する意向を確認したか

大学等研究者の転退職時の知財取扱いチェックリスト

（対応3）

チェックリストにより当事者間における知財取扱いに関する合意形成を促進

	留意事項	留意事項の詳細	転職前大学	転職後大学
知財（客体面）	知財の実施状況（社会実装等）	• 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか • 研究はどこで継続されるか（転職前大学/転職後大学/大学発SU/一般企業） • 社会実装はどこで主導されるか（転職前大学発SU/転職後大学発SU/一般企業） • 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか • 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか	□	□
	知財の権利化状況（特許権等）	• 権利は単独か共有か • 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/国外出願等） • 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/国外出願あり）	□	□
	法律・契約	• 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等） • 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか • 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか • 研究者が転職前大学との関係でどのような義務や制約を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認）	□	□
	知財リスク	• 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判、ライセンス関連訴訟等） • 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか • 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） • 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか	□	□
	データ・ノウハウ・著作権等	• データ・ノウハウ・著作権・有形資産等に関する学内の知財ポリシーを確認したか • データ・ノウハウ・著作権・有形資産等の取扱い方針を決定したか	□	□
人（主体面）	知財の創出者（発明者/創作者）	• 発明者/創作者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者/創作者はいるか） • 発明者/創作者に学生（含 留学生）はいるか • 発明者/創作者の認定に争いはないか	□	□
	関係者	• 転退職する発明者/創作者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 他の発明者/創作者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか • 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか	□	□
費用（手続面）	権利化・権利維持の費用	• 今後の権利化に見込まれる費用を確認したか • 今後の権利維持に見込まれる費用を確認したか	□	□
	権利譲渡・実施許諾の対価	• 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）	□	□
	発明者/創作者への補償	• 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか • 発明者/創作者の補償に関する意向を確認したか	□	□

大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱いの対応の流れ

（対応4）

研究者の研究成果に係る知財リストを作成
秘匿すべき情報は協議時には削除するなどの対応を検討

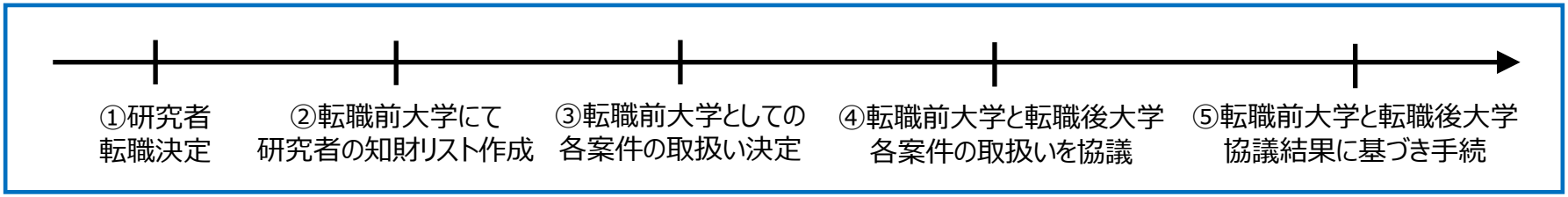

	アクション項目	アクション主体	アクション詳細
①	研究者 転職決定	研究者	・研究者は、転職が決まった時は遅滞なく大学へ連絡する。転職に向けて知財リストの作成を研究者自身で大学に依頼することも一案
②	研究者の 知財リスト作成	転職前大学 研究者	・転職前大学は、当該研究者の研究成果に係る知財のリストを遅滞なく作成する。知財リストには、当該研究者の研究成果に係る特許権や特許出願を特定できるように記載する ・知財リストは、前頁までに示した留意事項をチェック可能な形で整理することが望ましい
③	各案件の 取扱い案決定	転職前大学	・転職前大学は、知財リストに掲載された各案件につき取扱い案を決定する。その際、前頁までに示した留意事項をチェックしつつ決定する。取扱いを決定する過程では、関係者（研究者や共同研究先等）の意向も確認する
④	各案件の 取扱い協議	転職前大学 転職後大学 研究者	・転職前大学と転職後大学は、知財リストを共有し、各案件の取扱いを協議する ・転職前大学は、共有するリストを必要に応じて協議用に加工する（秘匿情報の削除等） ・協議の過程では研究者に協力を求めることも一案である
⑤	協議結果に 基づき手続	転職前大学 転職後大学	・転職前大学と転職後大学は、協議結果に基づき必要な手続を行う（例：契約の締結や名義変更手続等） ・手続は研究者の転職に合わせて可能な限り早期になされることが望ましい。∵審査請求期限や国外出願期限の到来、拒絶理由通知の送付、特許維持費用の発生等も想定される

※ 大学等は、研究者の転退職時の知財取扱いを内規で定め、研究者の赴任時等に予め説明しておくことが望ましい

知財リストのイメージ（例）

（対応4）

知財リストには各留意事項の確認結果を記入、確認結果に基づき知財取扱い案を検討

	特許番号 出願番号	ステータス （権利化状況）	次の 法定期限	留意事項の確認結果 （特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載）	備考欄	知財取扱い 記入欄
P1	特許XXXXXXX号	登録済み 国外出願（米）	年金納付期限 ○年○月○日	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり		権利維持
P2	特願2022- XXXXXX	拒絶理由応答中 国外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日	・社会実装なし ・研究者の権利維持の意向なし		権利放棄
P3	特願2022- YYYYYY	審査請求中 国外出願（米中）	審査中	・社会実装計画なし ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・他の研究者の 権利譲渡同意あり	権利譲渡
P4	特願2022- ZZZZZZ	審査請求中 国外出願（米欧）	審査中	・社会実装済み、海外進出計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を特に希望せず ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・発明者に学生や留学生を含む	・知財リスク要検討	権利維持
P5	特願2023- YYYYYY	審査請求中 国外出願なし	審査中	・社会実装なし ・研究者は大学による権利維持を希望 ・大学が権利維持しない場合は研究者が引き取り希望	・両大学とも権利 維持せず	権利返還
P6	特願2023- XXXXXX	未審査請求 国外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日	・社会実装計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・両大学で研究継続	権利 一部譲渡
P7	特願2024- XXXXXX	未審査請求 国外検討中	パリ優先期限 ○年○月○日	・社会実装計画なし ・共同研究契約に権利譲渡や実施許諾の制約なし ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望、共同研究先も同意		権利譲渡
P8	未出願案件1	出願前	–	・社会実装計画あり ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・転職前大学と転職後大学の権利関係に留意	・出願時までに 両大学で要協議	権利維持
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	–	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり ・データを転職後大学へコピーすることで研究者と合意		オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	–	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり ・プログラムを転職後大学へコピーすることで研究者と合意		オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可

※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の秘匿すべき情報があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる
※知財リストには、出願日、審査請求日、登録日等の書誌的事項の欄を設けたり、国外出願の情報をファミリー単位で整理したりすることが有用と考えられる
※知財リストは日常的に整備しデータベース化しておくことも考えられる。負担が大きい場合等は、次ページに記載のサービスやサイトを活用することも一案である

（参考）知財リスト作成支援のサービス/サイト

（対応4）

①特許戦略ポータルサイト

- ✓ 特許庁は、各出願人が自身の特許出願の審査関連情報等を掲載したエクセルデータ（「自己分析用データ」）をダウンロードできる「特許戦略ポータルサイト」を公開
- ✓ 自己分析用データは、自身の特許出願の出願番号・発明者氏名・発明の名称・審査結果等の情報がリスト形式で提供される

（出典）https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html

②researchmap

（出典）https://researchmap.jp/

- ✓ researchmapは、研究者により業績を管理・発信可能とするデータベース型研究者総覧
- ✓ 自身の研究者サイトを作成でき、産業財産権、論文などの業績を管理し、発信が可能

③府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

（出典）https://www.e-rad.go.jp/

- ✓ 競争的研究費制度を中心に、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付～成果報告等）をオンライン化したシステム
- ✓ 成果物として知財権等が登録されており、研究課題毎に確認可能

データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い

（対応5）

研究者の転退職時において、データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱いを決定するにあたり留意すべき点は何か

データ・ノウハウ・著作権・有形資産について留意すべき点

○ 研究者が大学間で転職するときは、転職前大学と転職後大学それぞれの**データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーを確認**し、両大学間で協議の上、研究者の研究の継続性、社会実装の実現性等を考慮して取扱いを決定することが望ましい。
（データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーが未整備の大学は、これらポリシーの策定に加え、実効的な管理・運用体制の整備が必要と思われる）

○ 大学帰属又は研究者帰属の何れの場合においても、前述のチェックリストの記載事項に注意しつつ、検討作業を進めることが望ましい。

○ 研究者が大学-国立研究所間で転職するときは、特許権等の場合と同様、ポリシーに差があることには留意が必要である。

（参考）政府文書でのデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い （対応5）

過去の政府文書において、データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いに関して、転退職時に人材流動化を阻害しないようなルールのあり方にも一部触れられている

○ **新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）**
（文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会・研究基盤部会、2003年4月答申）

大学等における知的財産の組織的な管理・活用のあり方

- 大学の社会貢献への要請の高まりや国民（納税者）の理解を得る必要性、近年の大学における体制整備の進展等に鑑みて「最善の道」を今日の時点で選択するとすれば、職務発明に係る**特許権**等のうち大学が承継するものの範囲について見直しを行い、機関帰属を原則とすることが適切である。
- データベース及びプログラム**著作権**並びに回路配置利用権については、著作権法等において職務発明規定と類似の規定は存在しないものの、有効活用を図る観点からは大学による組織的な管理・活用が望ましい。
- 研究開発成果としての**有体物**についても、教員への還元に配慮しつつ、原則大学帰属とし、各大学において学内規程の整備と円滑な運用体制を整備することが求められる。
- 技術情報や**ノウハウ**等についても、不正競争防止法等の改正の動向も踏まえ、今後は研究室の規律だけでなく、大学が組織的に取り扱うことが必要である。
- 知的財産を機関帰属とした場合に**人材流動化を阻害しないようなルールのあり方**（発明者が移動した場合の対価の還元のあり方、発明者がベンチャー起業する場合の取扱い等）については、各大学相互の密接な情報提供や今後の議論の進展に期待する。

○ **公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方**
（統合イノベーション戦略推進会議、2021年4月）

研究者の責務

- 公的資金による研究開発を実施する研究者は、研究成果の最大化や波及効果の誘起、さらには研究成果の利活用を通じた新たな研究成果やイノベーションの創出を促進するために、…適切に**研究データ**の管理を行い、利活用に供する。

（参考）東京大学のデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い

（対応5）

東京大学は、データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い規則を整備し、活用を促進する上で必要な場合に技術移転をする点に触れている

東京大学におけるデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い

	対象	原則	転退職時の取扱い
①	データ	**研究者**が管理・保存し、アクセス権を有する	• 明示的な規定なし • 但し、法律、規則及び契約等を遵守のうえでデータを利活用可能（公開を含む）の旨を規定
②	ノウハウ（※1）	職務関連ノウハウ：**研究者**に帰属（但し**大学に承継可能**） その他のノウハウ　：**研究者**に帰属	• 転退職時の職務関連ノウハウの取扱いは本規則（左記）が適用される旨を規定 • 職務関連ノウハウ等の活用を推進するために必要と判断したときは、適切な技術移転を行う旨を規定
③	著作物（※2）	職務著作物　　：**大学**に帰属 職務関連著作物：**研究者**に帰属	• 明示的な規定なし • 但し、大学が所有する著作権の活用を推進するために必要と判断したときは、適切な技術移転を行う旨を規定
④	有形資産	大学の研究を通じて生成された有形資産は原則として**大学**に帰属（それ以外の有形資産については規定なし）	• 明示的な規定なし • 但し、有形資産を提供するときは、有形資産提供契約を締結する旨を規定

（※1）**「職務関連ノウハウ」**とは、ノウハウのうち、大学法人が承継若しくは譲渡を受けた、又は大学法人に帰属する特許権、著作権若しくは成果有体物（以下「特許権等」という。）のライセンス又は提供に不可欠なノウハウであって、特許権等と組み合わされることによって技術移転される知的財産の利用価値又は総体的財産価値が高まることを可能とするノウハウをいう

（※2）**「職務著作物」**とは、大学法人の発意に基づいて教職員等が職務上作成する著作物であって、大学法人の著作の名義の下に公表するもの、並びに大学法人の発意に基づいて教職員等が職務上作成するプログラムの著作物などをいう。**「職務関連著作物」**とは、公的研究資金若しくは大学法人が資金その他の支援をして行う研究、又は大学法人が管理する施設を利用して行った研究等につき、当該教職員等が作成したソフトウエア著作物等であって、職務著作物以外のものをいう

（出典）下記東京大学公式サイトを参照
データ：　https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/orgs-projects/research-data-policy.html
ノウハウ：　https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/know-how.html
著作物：　https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/copyright.html
有形資産：https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07408561.html

米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

（対応5）

米国大学の知財実務調査結果（データ・ノウハウ・著作物・有形資産）

○ 「データ、プロセス、成果物に自由にアクセスできる研究の原則は最も重要な原則の一つ」とする、米国議会での採決（1969年）の考え方を尊重する大学が多いようである。
○ 大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については、**大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的**のようである。
○ 全ての項目において、**契約（sponsored research等）、法律（輸出管理や安全保障等）、その他の規定がある場合には、それらに従う**ことが優先される。

○ **データ**
転職前大学がオリジナルのデータを所有・管理し、転職後大学にデータへのアクセス権を与える運用が一般的で、日本と比較して大学側でデータを保護・管理しているようである。一定の条件下でデータの所有権を転職後大学に移転することも可能とする大学もある（スタンフォード大学、ワシントン大学、イェール大学等）。

○ **ノウハウ**
ノウハウは大学によって運用に差があり、ノウハウを厳格に管理する大学とそうでない大学とがある。契約、法律、その他の規定に従う必要がある場合は、大学が管理し、研究者に遵守させることが多いようである。

○ **著作物**
職務上の著作物等は転職前大学に帰属させ、必要な場合には転職後大学にアクセス権を認める運用が一般的のようである。

○ **有形資産**
大学支援の研究で生成された有形資産は転職前大学が所有・管理し、転職後大学に使用許可を認める運用が一般的のようである。

ご議論いただきたいこと

- 留意事項（案）について更に検討すべき事項はあるか。また、特に重視すべき項目は何か
- チェックリストについて更に検討すべき事項はあるか。また、特に注意喚起すべき点は何か
- データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関して特に留意すべき事項は何か
- 米国と日本とでは実務運用が異なるが、日本における今後の実務運用に対して特に示唆すべきことは何か
- その他、お気付きの点がありましたらご指摘をお願いいたします

- この後にご説明をする素案に関しても、お気付きの点がありましたらご指摘をお願いいたします

大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針（仮称）の全体構成

１．課題認識
- １．１　検討経緯
- １．２　事前調査
- １．３　課題認識

２．基本的な考え方

３．大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項
- ３．１　大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項
- ３．２　大学等研究者の転退職時の知財取扱いのケース
- ３．３　好事例・課題事例

４　国外の大学との研究者転出入時の知財取扱いの留意事項
- ４．１　主要国の大学における職務発明制度
- ４．２　米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い
- ４．３　国外の大学との知財取扱いには経済安全保障上の留意事項

５．まとめ

大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針（仮称）の素案

資料４参照

参考資料

（参考）東京大学におけるデータの取扱い

東京大学 研究データ管理・利活用ポリシー（抜粋）

1. 本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。
2. 研究データを収集又は生成した**研究者は、当該研究データを管理及び保存し、アクセスする権利を有する**。
3. 研究者は研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を考慮し、関係諸法令、規則及び契約等を遵守して、研究データを適切に管理及び保存する。
4. 研究者は研究データの価値を向上させるため、研究分野の特性を考慮し、関係諸法令、規則及び契約等を遵守して、研究データの利活用を推進し、可能な場合は研究データを公開する。
5. **本学は、研究者が行う研究データの管理、保存及び利活用を推進するための環境を整え、支援する**。

【補足説明】
- どのような研究データを蓄積して利活用に結び付けるかは、研究分野の特性を考慮したうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を考慮した判断が必要である。**研究データの利活用の区分として、個人で利用する非公開のデータ、限定的な関係者で共有するデータ、公開するデータ**がある。データを破棄せず管理対象とするか、**どのような区分で管理・保管・利活用を推進していくかは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき研究者が区分する**。

○ 研究者が、データを管理・保存し、アクセスする権利を有する。
○ 大学は、研究者によるデータの管理、保存及び利活用を推進するための環境整備を支援する。

（出典）下記東京大学公式サイトから引用
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/orgs-projects/research-data-policy.html

（参考）東京大学におけるノウハウの取扱い

東京大学 ノウハウ取扱規則（抜粋）

第3条　**大学法人は**、教職員等の案出したノウハウのうち、**職務関連ノウハウ**については、当該特許権等のライセンス又は提供に不可欠なノウハウを特定・識別した上で、その**権利を承継することができる**。

3　ノウハウのうち、**その他のノウハウ**については、原則として、**案出者である当該教職員等又は当該その他の研究者等に帰属する**ものとする。ただし、案出者である当該教職員等又は当該その他の研究者等は、…大学法人が譲り受けることを求めることができる。

第4条　**教職員等が本学を退職した場合**においても、在職中の職務関連ノウハウに該当する場合の取扱いは、本規則によるものとする。

第10条　知的財産部は、**職務関連ノウハウ及び譲渡を受けたその他のノウハウを適切に保護**し、その活用を推進するために**必要と判断したときは、適切な技術移転**を行う。

○　職務関連ノウハウについて、大学は研究者から権利を承継することができる。その他のノウハウは研究者に帰属する。
○　研究者が退職した場合は、第4条に従い、研究者から承継した職務関連ノウハウは大学、その他のノウハウは研究者に帰属する。

（出典）下記東京大学公式サイトから引用
https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/know-how.html

（参考）東京大学における著作物の取扱い

東京大学 著作物等取扱規則（抜粋）

第3条　教職員等の作成した**職務著作物**の著作者は大学法人とし、**大学法人はその著作者人格権及び著作権を保有**する。

第3条の2　部局は、職務著作物を自己の責任において適正に管理しなければならない。この場合において、複数の部局が職務著作物の作成に関与しているときは、協議により管理する部局を決定する。

第4条　教職員等の作成した**職務関連著作物**の著作者は、当該著作物を作成した教職員等とし、当該**教職員等は当該著作物の著作者人格権及び著作権を保有する**。

第5条　教職員等は、職務関連著作物を自己の責任において適正に管理しなければならない。

第6条　**職務著作物及び職務関連著作物に該当しない著作物**の著作者は、当該著作物を作成した教職員等とし、当該**教職員等は当該著作物の著作者人格権及び著作権を保有する。**

第9条　**教職員等が大学法人を退職**した後においても、在職中に完成した著作物の取扱いについては、本規則によるものとする。

第15条　知的財産契約・管理部は、大学法人が所有する著作権を適切に保護し、その**活用を推進するのに必要と判断したときは、適切な技術移転を行う**。
2　前項の**技術移転には、著作物の使用許諾及び著作権の譲渡を含む**。

○ 職務著作物は大学、職務関連著作物は研究者に帰属する。
○ 研究者が退職した場合は、第9条に従い、引き続き職務著作物は大学、職務関連著作物は研究者に帰属する。

（出典）下記東京大学公式サイトから引用
https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/copyright.html

（参考）東京大学における有形資産（成果有体物）の取扱い

東京大学 成果有体物取扱規則（抜粋）

第2条(3) 「成果有体物」とは、教職員等が大学法人の業務として、又はその他の研究者等が教職員等の指導に基づき研究活動の一環として、創作、抽出又は取得したものであって、有形かつ学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

第3条 **成果有体物の所有権**及び成果有体物にかかる全ての権利・法的地位は、特段の定めがない限り**大学法人に帰属する**。

第7条 部局は、…提供した成果有体物について適正に管理しなければならない。

第8条 大学法人は、**成果有体物を提供**するときは、成果有体物提供契約を締結するものとする。当該契約における契約書の雛形は、細則に定める。

第9条 大学法人は、**学術・研究開発を目的とする成果有体物を提供**する場合は、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。

○ 大学の研究を通じて生成された有形資産は大学に帰属する。
○ 研究者が転退職する場合の取扱いについて明示的な記載はないが、第8条等に従い、転職後大学又は研究者に当該有形資産を譲渡することが可能と考えられる。

（出典）下記東京大学公式サイトから引用
https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07408561.html